

日本情報通信株式会社（以下「NI+C」といいます）が NI+C サブライセンスプログラム・パッケージ製品（以下「本件プログラム」といいます）をライセンサーに対して使用許諾する条件を以下の通り定めます。ライセンサーが本件プログラムを使用開始した場合、本使用条件および付随する条件に同意したものとみなします。

1. 定義

使用許諾範囲・ライセンサー（本使用条件内では「お客様」と記載する場合があります。）が本件プログラムを実行または稼動することを許諾された特定の範囲をいいます。かかる範囲は、ユーザーの数、MSU (Millions of Service Units)、プロセッサ・バリュー・ユニット（以下「PVU」といいます。）、または NI+C および IBM が特定するその他の使用許諾の範囲により規定されます。なお、ライセンサーの範囲には、あらかじめ登録された場所において使用するライセンサーおよびライセンサーと同一エンタープライズ（「ライセンサー」の過半数を超える議決権を所有するか、「ライセンサー」により過半数を超える議決権を所有されるか、またはそれらの法人もしくは団体が過半数を超える議決権を所有する法人もしくは団体をいいます。）を含むものとします。

IBM・International Business Machines Corporation またはその子会社をいいます。

ライセンサー・IBM または第三者が知的財産権を有し、ライセンサーが知的財産権者よりライセンサーに対してサブライセンスする権利を許諾された会社をいいます。本使用条件内では日本情報通信株式会社（以下「NI+C」といいます。）を意味します。なお、IBM は本使用条件および付随する条件に基づき NI+C がライセンサーに対して有する権利を NI+C とは独立して有するものとします。

ライセンス情報（以下「LI」といいます。）・本件プログラムに固有の情報および追加条件を提供する文章をいいます。本件プログラムの LI は本件プログラムのディレクトリ内で（システム・コマンドなどを使用して確認します。）または本件プログラムに含まれている小冊子として提供される場合もあります。

本件プログラム・原本およびそのすべての複製物（全体複製か部分複製かを問いません。）を含めて、次のものをいいます。1) 機械で読み取りうる形の命令およびデータ、2) その構成要素、ファイルおよびモジュール、3) 視聴覚コンテンツ（イメージ、テキスト、録音、画像など）、ならびに 4) 関連するライセンス資料（キーおよび付属文書など）。

ライセンス証書（以下「PoE」といいます。）・ライセンサーの使用許諾範囲の証明をいいます。また、PoE は、本件プログラムに対する保証サービス、将来における本件プログラムの更新料金（発表される場合）または販売促進用の特別な措置（提供される場合）等を受けるライセンサーの資格を確認し証明するものです。NI+C がライセンサーに PoE を発行しない場合、NI+C は、ライセンサーが本件プログラムを調達した調達元（NI+C または NI+C ビジネス・パートナー）が発行した領収書原票、その他の販売記録を PoE とみなす場合があります。その場合、本件プログラムの名称と取得した使用許諾範囲が明記されていることが前提となります。

保証期間 - 「PoE」に記載の「プログラム・サービス期間」となります。

IPLA プログラム条件 - ライセンサーが本件プログラムを使用するに際して IBM が示す条件。本使用条件と IPLA プログラム条件に齟齬がある場合は、本使用条件が優先して適用されます。IPLA プログラム条件はこちらから入手できます。

<http://www.ibm.com/software/sla>

2. 使用条件の構成

本使用条件は、本書、LI、IPLA プログラム条件および PoE から構成され、本件プログラムの使用に関するライセンサーと NI+C 間の完全、唯一の合意文書であり、ライセンサーの本件プログラムの使用に関する、ライセンサーおよび NI+C 間の事前の口頭または書面による通知等のすべてに代わるものです。LI と本使用条件に齟齬がある場合、LI が優先するものとします。

3. 使用権の許諾

本件プログラムは NI+C、IBM または IBM サプライヤーが所有権を有しています。本件プログラムは、著作権により保護されており、使用許諾されるものであって、売買の対象となるものではありません。

NI+C は、ライセンサーに対し、次の事項を行うための非独占的使用権を許諾します。1) PoE で規定された使用許諾範囲内で本件プログラムを使用すること、2) かかる使用許諾範囲において本件プログラムの複製物を作成し導入すること、および 3) バックアップ・コピーを作成すること。ただし、これらは、以下のすべての条件を満たす場合に限りです。

- a. ライセンサーは、合法的に本件プログラムを取得し、本使用条件に従って使用すること。
- b. ライセンサーは、ライセンサーが取得した使用許諾数によって定められたレベルおよび種類を超過して使用しないこと。
- c. バックアップを作成した場合は、本件プログラムが実行できない場合を除き、かかるバックアップ・コピーを実行しないこと。
- d. ライセンサーは、本件プログラムの複製物に、全部複製か部分複製かを問わず、本件プログラムに表示されているものと同一の著作権表示およびその他の所有権表示を行なうこと。
- e. ライセンサーは、遠隔地からのアクセスを含めて本件プログラムを使用する何人（なんびと）もが、1) ライセンサーのためにのみ使用し、かつ 2) 本使用条件に定める義務を遵守するよう、適切な処置を講じること。また、ライセンサーは、営利目的で本件プログラムを第三者へのサービス提供目的のため使用しないこと。
- f. ライセンサーは、1) 本使用条件に明記されている場合を除き、本件プログラムを使用、複製、修正もしくは配布しないこと、2) 強行規定のある場合を除き、本件プログラムを逆コンパイル、逆アセンブル、その他の態様で翻案、もしくはリバース・エンジニアリングしないこと、3) 本件プログラムの構成要素、ファイル、モジュール、視聴覚コンテンツもしくは関連するライセンス資料を本件プログラムとは分離して使用しないこと、または 4) 本件プログラムを再使用許諾、賃貸もしくは貸与（リースを含みます。）しないこと。
- g. ライセンサーは、「従プログラム」（本項後段で定義されます。）として本件プログラムを取得する場合、「主プログラム」（本項後段で定義されます。）をサポートし、主プログラムの使用権規定のいかなる制限にも従うことを条件に、本件プログラムを使用することができます。